

## キャッシュセールス

アンケートをお願いします→事務所について行ったら→化粧品・健康食品などの勧誘



- 路上で知らない人に「アンケート」「無料診断」などと声をかけられたら要注意。
- ついていかない、契約するつもりがないならばはっきり断る。
- 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から**8日間**はクーリングオフ<sup>\*</sup>できる。

<sup>\*</sup>『クーリングオフ制度』参照



## 有料サイトの思わぬ請求

メールが届いた？クリック→登録されました→料金を請求された



- サイト業者が友人をよそおってショートメッセージメールを送ってくることがある。発信相手を確認して興味本位でアクセスしない。
- 契約は成立していないので、支払う必要はない。料金請求元には一切連絡せず、無視すること。



# 通信販売（インターネットショッピング）

インターネットで注文 → 届いた商品がイメージ違い → **返品したい**



- 通信販売はクーリングオフができるないので、返品について必ず確認する。
- 相手業者の住所、電話番号、ホームページ、契約内容など、保存・印刷しておき、あとで連絡がとれるようにしておく。
- 相手業者の信用性を見極め、代金の前払いはできるだけさける。



# 多重債務

生活費が不足 → 消費者金融から借入 → **収入が減り、返済ができない**



- 高い金利で借りている場合があるので、金利の見直しが必要。
- 債務整理の方法は**4つ**ある。
  - **任意整理**：貸し手と弁護士（司法書士）の間で借金の減額を交渉する方法
  - **特定調停**：裁判所が貸し手と借り手の間に入り、返済方法を調整する方法
  - **個人再生**：借金の一部を3年間で分割返済し、残額を免除してもらう方法
  - **自己破産**：全財産をお金に換えて返済し、残額を免除してもらう方法



# 相談事例

(高齢者編)

## 点検商法

無料で住宅点検 → 家に入って点検 → リフォーム勧誘



- 突然家に来て、「無料で〇〇をします」「点検にきました」は家に入る口実。
- キャンペーン中や特別価格でお安くしますという甘い言葉に要注意。
- 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から8日間はクーリングオフ※できる。



## SF商法

無料や格安価格で商品を配布 → 会場に行ってみたら → 高額な健康食品を勧誘



- 「無料・格安価格で商品を配布する」と、会場に人を集め、会場の雰囲気や集団心理を利用して高額なものを買わせる。
- 誘われても行かない。必要がなければ、はっきり断る。
- 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から8日間はクーリングオフ※できる。

